

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成18年8月22日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ土器店 丸亀市土器町東4丁目788番地ほか
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
意見なし
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課
 - (2) 縦覧期間
平成19年1月12日（金曜日）から同年2月13日（火曜日）まで